特定原子力施設監視・評価検討会
（第１２３回）
資料５－２

実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合
（第５回）
資料１－７

特定原子力施設の許認可制度等の見直しに関する当社要望について

2026年7月21日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

背景・経緯

- これまで実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しについて、原子力規制庁、原子力エネルギー協議会、各事業者で議論されており、議論の状況について、第５回原子力規制委員会（令和8年4月22日）にて原子力規制庁より報告されている。

- 上記、許認可制度等の見直しでは、既存の許認可制度に対しグレーデッド・アプローチ※の適用を強化し、届出とする変更範囲がリスクに応じたものとなるよう議論している。

- 現状、特定原子力施設に係る実施計画については、変更の都度、申請／認可手続きが必要であるが、実用発電用原子炉の許認可制度の見直しの検討状況に合わせ、特定原子力施設に係る実施計画についても事業者としての要望を示す。

※安全を統制するシステムにおいて、統制の厳しさを起こりうる事故やリスクに応じたものとする手法

福島第一原子力発電所の許認可について（実施計画の現状）

■ 現状

- 福島第一原子力発電所は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以降、原子炉等規制法） 第64条の2にて特定原子力施設に指定されており、原子炉等規制法 第64条の3の1項に基づき実施計画を作成している。

- 実施計画については、原子炉等規制法　第64条の3の2項に定められている通り、変更する際は、都度認可が必要であり、2013年の実施計画初回認可以降、300件以上の変更認可申請を行っている。

福島第一原子力発電所の許認可について（実施計画の要望）

TEPCO

■ <u>要望</u>

- 現在の福島第一原子力発電所は、使用済み燃料の取り出しやALPS処理水の放出等、事故後、継続的に講じた諸対策により、一定の安全を保った状態で維持・管理されており、審査対象とすべき事項や手続きを見直す余地があると考える。

- そのため、実用発電用原子炉の許認可制度と同様に、<u>実施計画についても届出制度を創設いただき、災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響がない変更については、届出対象としたい。</u>

- 創設いただく届出制度は、現行の原子炉等規制法第43条の３の10（設計及び工事の計画の届出）の運用と同様のものではなく、災害の防止上の支障を事前に確認する必要性が乏しいものについて、変更前に届出を実施した後は、設計図書などの基準適合性の検証及び保存の状況や工事等の実施状況について、必要に応じて保安検査により状況の確認を受けることとしたい。

- 届出制度の対象とする範囲（案）を次ページ以降に示す。

- なお、福島第一原子力発電所は、廃炉の進捗に伴い、現場状況やリスクが変化していくため、届出制度の対象とする範囲は、適宜、相談したい。

届出制度の対象とする範囲（案）
（セーフティ）

届出制度の対象とする範囲（案①）（1/2）

TEPCO

■ 届出対象の具体案

➢ 管理区域図等の変更

■ 現状

➢ 実施計画Ⅲ第1編、第2編では、福島第一原子力発電所の管理区域図／管理対象区域図／保全区域図を示している。
➢ 設備の新増設・変更・廃止に伴い実施計画を変更する際は、併せて管理区域等を変更する場合がある。
➢ 一方で、管理区域などの範囲のみの変更や線量評価に影響のない区域等の変更でも、都度、実施計画の変更認可申請を行っている。
➢ これまで管理区域などの範囲のみの変更や線量評価に影響のない区域等の変更で実施計画変更認可申請を行った主な実績は以下の通り。
・１～４号機出入管理所周辺の建物整備に伴う周辺防護区域ならびに管理対象区域の変更について
（初回申請：2023年4月10日、認可：2023年7月26日）
・５・６号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加／
メガフロート及び5/6号機取水路開渠桟橋設置に伴う管理対象区域の変更
（初回申請：2024年2月7日、認可：2025年3月28日）

■ 災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響

➢ 管理区域などの範囲のみの変更や線量評価に影響のない区域等の変更は、災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響はない。
➢ なお、線量評価の変更を伴う管理区域については、実施計画の変更認可申請を行い、審査いただく
。

届出制度の対象とする範囲（案①）（2/2）

■ 過去の申請実績（例）

- 1～4号機出入管理所周辺の建物整備に伴う周辺防護区域ならびに管理対象区域の変更について
  - 1～4号周辺防護区域出入口への動線変更のため、免震重要棟入口を汚染のおそれのない管理対象区域から管理対象区域へ変更する 。

管理対象区域

汚染のおそれのない管理対象区域

「汚染のおそれのない管理対象区域」を「管理対象区域」に変更

「管理対象区域」を「汚染のおそれのない管理対象区域」に変更

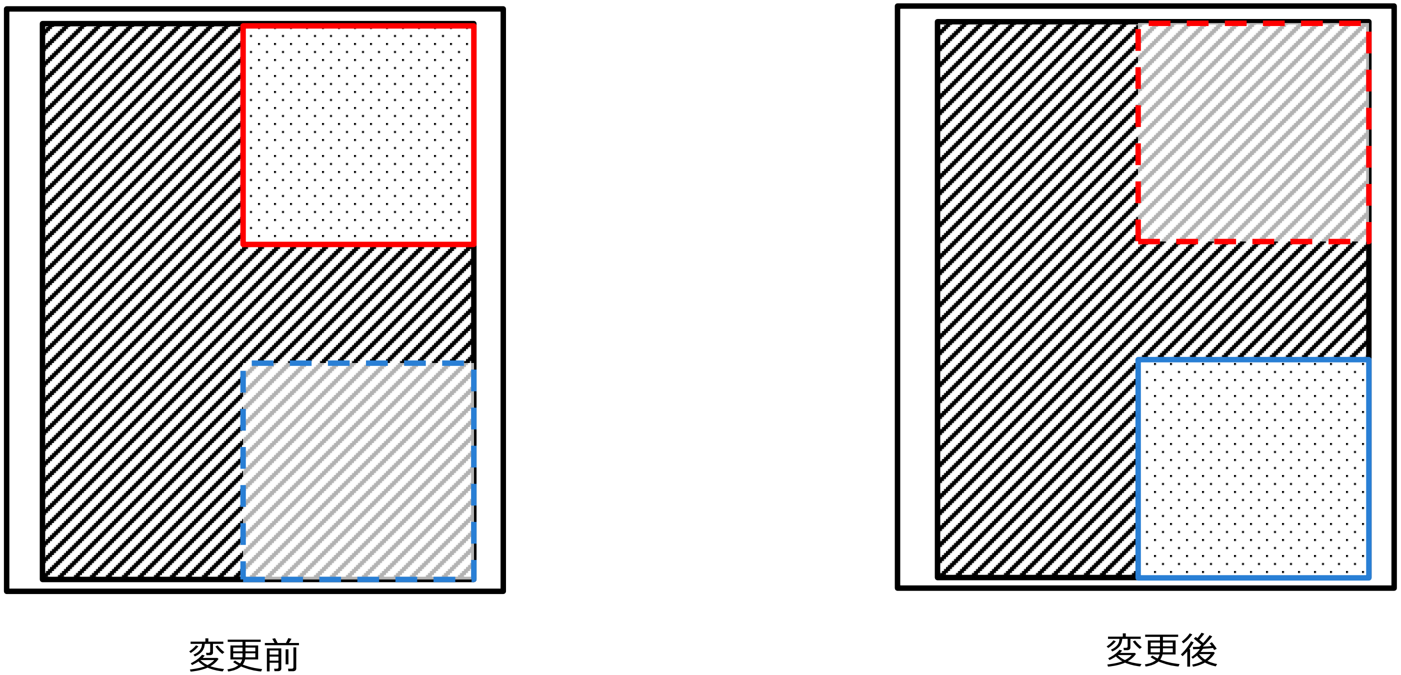

イメージ図

届出制度の対象とする範囲（案②）（1/2）

TEPCO

届出対象の具体案

- 保安に関する職務の変更を伴わない組織の統合及び組織名称の変更

現状

- 実施計画Ⅲ第1編、第2編では保安管理体制として、本社、福島第一原子力発電所の組織図及び各保安に関する職務を示している。
- これまで組織名称を変更する場合は、組織改編に併せて変更を実施しているが、今後、保安に関する職務の変更を伴わない組織の統合及び組織名称を変更する場合も実施計画の変更認可申請が必要となる。
- これまで組織改編に併せて組織名称の変更のため実施計画変更認可申請を行った主な実績は、以下の通り。
  ・核物質防護部門における組織体制の見直し
  （初回申請：2022年1月14日、認可：2022年5月9日）
  ・ALPS処理水プログラム部の体制変更及びALPS処理水海洋放出時の測定・評価対象核種の選定
  （初回申請：2022年11月14日、認可：2023年5月10日）
  ・ALPS処理水海洋放出関連組織の改組／ホールディング本社調達組織の構成変更
  （初回申請：2024年2月28日、認可：2024年5月21日）

災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響

- 保安に関する職務の変更を伴わない組織の統合及び組織名称の変更については、災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響はない。

届出制度の対象とする範囲（案②）（2/2）

TEPCO

■ 過去の申請実績（例）

➢ ALPS処理水海洋放出関連組織の改組／ホールディング本社調達組織の構成変更

- 福島第一原子力発電所に関する調達業務を担当している本社組織の廃炉資材調達センターを廃止し、ホールディングス本社に新規設置する調達部に移管する。
- 本申請では組織改編を実施しているが、今後、保安に関する職務の変更を伴わない組織の統合及び組織名称を変更する場合も実施計画の変更認可申請が必要となる。

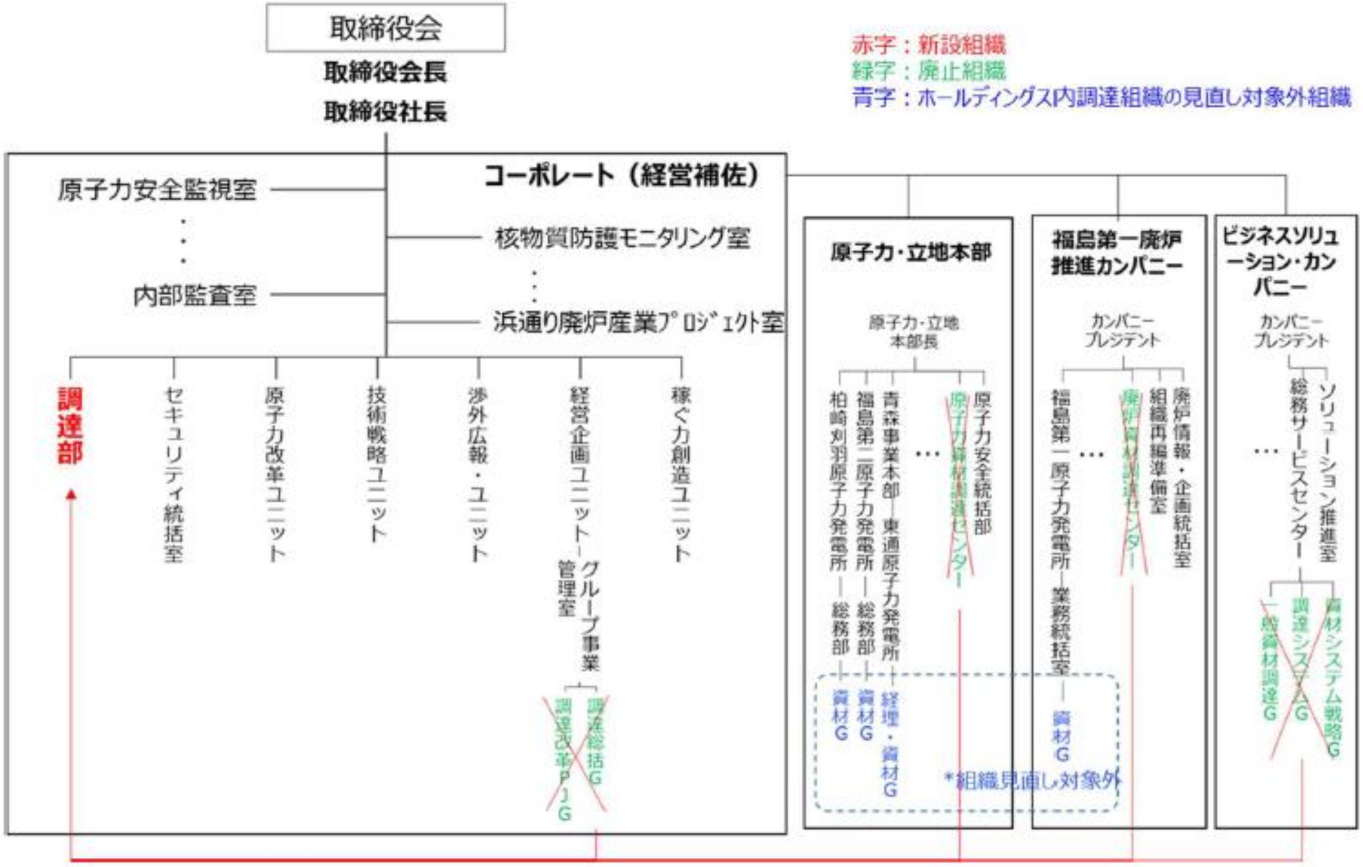

届出制度の対象とする範囲（案③）（1/2）

TEPCO

■ 届出対象の具体案

- ➢ ALPS処理水貯蔵タンクの基数の削減

■ 現状

- ➢ 実施計画Ⅱ2.5 汚染水処理設備等では、ALPS処理水貯蔵タンクの基数を示している。
- ➢ 2023年8月よりALPS処理水の放出を開始しており、今後、ALPS処理水放出に伴い、ALPS処理水貯蔵タンクの基数についても減少していくことが想定される。
- ➢ これまでALPS処理水貯蔵タンクの基数の削減のため、実施計画変更認可申請を行った実績は以下の通り。
  ・燃料デブリ取り出しに向けた周辺設備の変更
  （初回申請：2024年8月1日、認可：2025年2月3日）

■ 災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響

- ➢ ALPS処理水貯蔵容量の裕度の考え方は既に審査を受けており、この範囲内でのALPS処理水貯蔵タンクの基数の削減については災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響はない。
- ➢ なお、ALPS処理水貯蔵容量の裕度の考え方が変更となる場合は、実施計画の変更認可申請を行い、審査いただく。

届出制度の対象とする範囲（案③）（2/2）

TEPCO

■ 過去の申請実績（例）

➢ 燃料デブリ取り出しに向けた周辺設備の変更
- ALPS処理水貯蔵タンク（J8、J9エリアタンク）の撤去および関連配管の移設・撤去を行うことにより、今後の燃料デブリ取り出し関連施設の建設場所を確保する。
- また、ALPS処理水貯蔵タンク（J8、J9エリアタンク）の撤去により、福島第一原子力発電所構内での漏えい源の低減に寄与する。

届出制度の対象とする範囲（案）（PP）

届出制度の対象とする範囲（案①）

TEPCO

■ **届出対象の具体案**
- 組織名称の変更

■ **現状**
- 実施計画（Ⅳ　特定核燃料物質の防護）では特定核燃料物質の防護に関する組織図及び職務を示している。
- これまで組織名称を変更する場合は組織改編に併せて変更を実施している。
- 一方で、今後、組織名称のみを変更する場合も実施計画の変更認可申請が必要となる。
- これまで組織改編に併せて組織名称の変更のため実施計画変更認可申請を行った主な実績は以下の通り。
  - ・１Fサイバーセキュリティ G新設における組織体制の見直し
  （初回申請：2021年7月15日、認可：2021年9月22日）
  - ・ 核物質防護部門における組織体制の見直し
  （初回申請：2022年1月14日、認可：2022年5月2日）

■ **災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響**
- 組織名称の変更については災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響はない。

届出制度の対象とする範囲（案②）

TEPCO

■ 届出対象の具体案

- 講ずる措置の変更

■ 現状

- 実施計画（Ⅳ　特定核燃料物質の防護）では福島第一原子力発電所における防護措置として、「現状」、「講ずる措置」、「講ずる措置が完了するまでの補完措置」を記載している。
- 「講ずる措置」が完了した場合には実施計画を変更する必要がある。
- これまで「講ずる措置」が完了した場合の記載の適正化で実施計画変更認可申請を行った主な実績は以下の通り。

  ・５６号機出入管理所復旧に伴う防護措置の変更について※

  （初回申請：2026年2月6日、認可：－）

  ※：５６号機出入管理所復旧に伴う防護措置の変更に併せて申請を実施

■ 災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響

- 将来的に計画している防護措置を記載している場合について、当該措置の完了に伴う記載変更については、災害の防止及び特定核燃料物質の防護への影響はない。